

令和7年度 宜野湾市 施設等利用給付認定 (認可外保育施設等の保育料無償化) 現況確認届の提出について

現在、施設等利用給付（無償化）認定を受けている方は、
「保育を必要とする事由」等の確認のため現況届の提出が必要です。
提出がない場合、令和7年4月以降の無償化の請求につきましては
現況確認後の給付となります。

□締切日□ 令和6年12月27日（金）

□提出方法□

- ① 窓口へ直接提出：宜野湾市役所 子育て支援課窓口（1F）
- ② 郵送で提出：下記の宛先へ送付（※切手の料金不足にご注意下さい。）

【宛先】〒901-2710

宜野湾市野嵩1丁目1番1号 宜野湾市役所 子育て支援課

□提出書類□

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）
- ② 『保育を必要とする事由』を証明する書類 ※詳細は2ページ目の提出書類一覧をご確認下さい。
- ③ 該当する世帯のみ必要な書類 ※詳細は2ページ目の提出書類一覧をご確認下さい。

※上記②について、「就労」以外の『保育を必要とする事由』を証明する書類が必要な方は、子育て支援課窓口で配布していますので、直接受け取るようお願い致します。また、本市ホームページから上記②についての提出書類をダウンロードし、保護者様ご自身で印刷することも可能です。本市ホームページにアクセスする際は、「令和7年度宜野湾市施設等利用給付認定（認可外保育施設等の保育料無償化）現況確認届の提出について」と検索して頂くか、下記のQRコードからホームページにアクセスして下さい。

【QRコード】



【提出が必要な方】

- ▶現時点で施設等利用給付（無償化）認定を受けている児童
- ▶令和6年8月31日以前に施設等利用給付（無償化）認定の申請をしている児童

【提出が不要な方】

- ▶令和6年9月1日以降に施設等利用給付（無償化）認定の申請をしている児童
- ▶令和7年4月1日時点で6歳となっている（小学校に入学する）児童
- ▶令和7年4月1日から幼稚園・認定こども園に入所される児童
- ▶令和7年3月31日までに他市町村へ転出される児童

※転出後に他市町村で当制度の保育料無償化を受けたい場合は、再度、居住地の市町村役場で申請手続きが必要になります。

【お問い合わせ先】

宜野湾市役所 子育て支援課 保育児童係

TEL:098-893-4156（直通）

□提出書類一覧

全員必要な書類		チェック	
① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）		<input type="checkbox"/>	
② 『保育を必要とする事由』を証明する書類 ※父・母で各1部ずつ必要		父 母	
父母の状況	必要となる書類		
就労	<ul style="list-style-type: none"> ■『就労証明（申告）書』※子育て支援課様式 ■自営業・個人事業主の方は（1）～（4）に応じた添付書類 <ul style="list-style-type: none"> （1）令和6年1月1日以前から事業を開始している方 →<u>税務署等で確定申告をした際の本人控えの写し</u> （2）令和6年1月1日以降に事業を開始した方 →<u>税務署へ提出した個人事業開業届の本人控えの写し</u> →<u>保健所が発行した営業許可証等の写し</u> （3）法人役員の方 →<u>ご自身の住所・氏名が記載された法人登記簿謄本の写し</u> ※6か月以内に発行されたもの （4）家族従事者・協力者の方 →<u>民生委員からの証明</u> ※『就労証明（申告）書』にある証明欄を使用 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	■母子手帳の写し（A4サイズ） ※分娩予定日と母の名前が分かるページ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ■診断書 ※1子育て支援課様式 ※2保育に支障がある旨の記載が必要 ■以下のいずれかをお持ちの場合、手帳の写しをご提出下さい。（A4サイズ） <input type="checkbox"/>身体障がい者・精神障がい者（保健福祉）手帳 <input type="checkbox"/>療育手帳 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
看護・介護	<ul style="list-style-type: none"> ■看護・介護申立書 ※子育て支援課様式 ■以下のいずれかを添付して下さい。手帳の場合は写しをご提出下さい。（A4サイズ） <input type="checkbox"/>診断書 ※1子育て支援課様式 ※2介助が必要な旨の記載が必要 <input type="checkbox"/>身体障がい者・精神障がい者（保健福祉）手帳 <input type="checkbox"/>療育手帳 <input type="checkbox"/>介護保険被保険者証 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	■罹災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	■求職活動状況申立書 ※子育て支援課様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	<ul style="list-style-type: none"> ■在学証明書 ※在学期間を確認するため ■以下のいずれかを添付して下さい。 <input type="checkbox"/>時間割または授業日程が分かる資料（A4サイズ） <input type="checkbox"/>授業（学習）日程申立書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> ■就労証明（申告）書 ※1子育て支援課様式 ※2休業期間・職場復帰日の欄は要記入 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
みなし育休	■継続利用に関する申立書 ※子育て支援課様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 該当する方のみ必要な書類		チェック	
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ■戸籍謄本 ※児童扶養手当、母子・父子家庭等医療費助成・遺族年金のいずれかを受給している世帯は提出不要です。 	<input type="checkbox"/>	
軍人・軍属 （新3号）	■2023 W-2（令和6年9月～令和7年8月無償化対象の方）	<input type="checkbox"/>	

※施設等利用給付認定をきょうだいで利用する場合、就労証明書等の事由書類（原本）については
父母それぞれで一部ずつ用意して頂き、2人目以降の児童分はコピーで構いません。

※保護者が軍人・軍属（新3号のみ）の場合、2024 W-2の提出を令和7年6月27日（金）まで
にお願い致します。

※民生委員へ証明を依頼する場合、市役所で担当民生委員の連絡先を確認し、保護者ご自身で連
絡して下さい。また、証明まで時間がかかりますので、必ず時間に余裕を持って依頼して下さい。

□ 以下の要件を満たしていると認められた場合、令和7年4月1日以降も施設等利用給付認定を継
続することが出来ます。

- ▶令和7年4月1日時点で父母に保育を必要とする事由があること
- ▶新3号認定については、父母（祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は当該保護者も含む）
がどちらも住民税非課税であること
- ▶対象児童が認可保育施設等を利用していないこと
- ▶対象児童が企業主導型保育事業を利用していないこと
- ▶育児休業・みなし育休の申請の場合、育休前から認可外保育園を利用しており育児休業に係る子ど
もが2歳に達していないこと

□ 提出後について

ご提出頂いた書類の内容に不備等がある場合は、子育て支援課から保護者へご連絡させていただきます。
書類の内容に応じた取扱いについては、下記のとおりとさせていただきます。

- (1) 認定変更となる方・・・後日、認定有効期間と保育の必要性の事由が変更された「施設等利用
給付認定変更通知書」をお送りします。
- (2) 認定取消となる方・・・後日、「施設等利用給付認定取消通知書」をお送りします。
保育を必要とする事由に該当しなくなった場合や認可保育施設・企業主導型保育事業所を利用
している場合、他市町村へ転出された場合、書類の提出が無い場合等は認定取消対象とな
ります。
- (3) (1)と(2)以外の方・・・令和7年4月1日以降も施設等利用給付認定を継続してい
きます。子育て支援課から認定通知書の発送や保護者への連絡は行いません。
**※ただし、認定有効期間を過ぎると無償化の対象となりません。必ず認定有効期間終了日
までには更新の手続きを取って下さい。**

□『保育を必要とする事由』の認定要件、認定有効期間は以下の通りとなっております。

各保育必要事由		認定要件	認定有効期間
1	就労 ※自営業の方も含む	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての労働（月 64 時間以上の就労、かつ月額 54,000 円以上の収入があること）	就労している期間
2	妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もない場合	出産予定日の 3 ヶ月前から出産日を起算日として 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3	保護者の疾病・障害	病気または障がいにより保育が出来ない場合	診断書による療養期間中もしくは障がい者手帳等の有効期間中
4	親族の看護・介護	病人または障がい者(児)である親族を、常時看護・介護している場合 ※介護時間が月 64 時間以上であること ※看護・介護の対象が小学校就学前児童の場合、その児童については認定が出来ません	診断書による療養期間中もしくは障がい者手帳等の有効期間中
5	災害復旧	火災、風水害、地震などで、家屋破損などの復旧にあっている場合	必要と認められる期間
6	求職活動	仕事を探している場合	連続して 90 日間まで ※年度内において、再認定する場合は、通算 150 日間まで
7	就学	就学・技能習得のために学校や職業訓練校に通っている場合 ※基本的に学校教育法で規定する教育施設もしくは職業訓練校に限る ※自動車学校、塾、教室等は除く ※授業時間が月 64 時間以上であること	就学している期間
8	育児休業	育児休業前から認可外保育施設等を利用しており、引き続き育児休業を取得する必要があると認められるときに限る	育児休業対象児童が 2 歳になる月末まで
9	みなし育休	育児休業前から認可外保育施設等を利用しており、出生したきょうだいが引き続き家庭保育を行うことが必要であると認められるときに限る	育児休業対象児童が 2 歳になる月末まで
10	その他	上記以外の特別な事情があると市長が認める場合	必要と認められる期間